

商労文教委員会会議記録（第1号）

令和5年12月21日

福島県議会

1 日時

令和5年12月21日（木曜）

午前 11時 開会

午後 2時47分 散会

2 場所

商労文教委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	佐藤郁雄	副委員長	鈴木優樹
委員	誉田憲孝	委員	渡部英明
委員	鳥居作弥	委員	荒秀一
委員	佐久間俊男	委員	佐藤政隆
委員	太田光秋	委員	神山悦子

5 議事の経過概要

（午前 11時 開会）

佐藤郁雄委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより商労文教委員会を開会する。

開会に当たり、一言挨拶する。

このたび商労文教委員長に選任された佐藤郁雄である。微力ではあるが、執行部職員、各委員の協力を得ながら、円滑な委員会運営を通して実り多い議論を重ね、県政進展のために頑張っていきたいと思うため、よろしく願う。

初めに、委員席については、ただいま着席のとおり決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

次に、会議録署名委員の指名であるが、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、菅田憲孝委員、渡部英明委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外25件、議員提出議案第12号外2件及び請願6件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程については手元に配付の審査日程(案)のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

これより労働委員会事務局の審査に入る。

初めに、各委員、担当書記及び執行部職員の紹介を行う。

まず、各委員の紹介を行う。鈴木副委員長より順次自己紹介を願う。

(各委員自己紹介)

佐藤郁雄委員長

以上で、各委員の紹介を終わる。

続いて、本委員会の担当書記を紹介する。

議事課佐々木主査である。

政務調査課佐藤主任主査である。

以上で議会側の紹介を終わる。

続いて、執行部側の紹介を願う。

(次長以上自己紹介)

佐藤郁雄委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外1件を一括議題とする。

直ちに、労働委員会事務局長の説明を求める。

労働委員会事務局長

(別紙「12月県議会定例会商労文教委員会労働委員会事務局長説明要旨」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、事務局次長の説明を求める。

次長兼審査調整課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合は、一般的事項の際に願う。

質疑のある方は、発言願う。

神山悦子委員

追加提案の職員の給与改定に伴う増額分99万4,000円は何名分になるのか。また、会計年度任用職員はいるのか。

次長兼審査調整課長

追加提案の内容については、労働委員会事務局職員11名分である。会計年度任用職員はいない。

佐藤郁雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は、発言願う。

神山悦子委員

先ほど、労働相談の主なものについて説明があったが、現在労働者の状況は大変なものとなっている。労働者側と経営者側のどちらから相談が多いのかも含め、特

徹的な内容を聞く。

次長兼審査調整課長

労働相談の内容の詳細について、今年11月の相談件数は前年度よりも19件、4.5%増の435件と、過去最高だった令和4年度を上回る状況になっており、そのほとんどが労働者からの相談である。最多はパワハラや嫌がらせ等、職場の人間関係に関する相談で115件だが、前年度同期は66件だったため大幅に伸びている。そのほか退職や賃金未払に関する相談が多い。

神山悦子委員

パワハラに関する出前講座を実施していると思うが、相談件数が前年度比2倍と大変多く驚いている。増加した原因の分析も含めた今後の対応や出前講座にはどのように反映していくのか。また、退職に関する未払いとは具体的にどのような内容か。

次長兼審査調整課長

まず、パワハラ関係について、話を聞いた限りであるが、新型コロナウイルス感染症終息に伴い経済活動が活発になっていく中で、特に労働集約型産業の人手不足の顕在化や医療・介護・福祉業界における恒常的な人手不足の中、かなりの過重労働のために円滑な人間関係が構築できないことを背景としたパワハラが増えているのではないかと考えている。これらの相談が必ずしも経済状況との因果関係があるわけではないが、今の状況を鑑みながら相談内容から分析するとそのような傾向にあると見ている。

続いて、先ほどの説明がよくなかったかもしれないが、相談内容の2つ目に多いのが退職に関する相談、3つ目が賃金未払いに関する相談である。退職については、人手不足の中で辞めたくても辞めさせてもらえないなどの相談が近年増加している。また、賃金未払いについては、企業等の経営状況の悪化によるもののほか、超過勤務の実態があるにもかかわらずなかなか払ってもらえないケースがあるため、その場合は労働基準監督署などの専門機関を紹介し、速やかな問題解決に努めるように勧めている。

神山悦子委員

労働相談の内容を聞くと、やはり労働者をめぐる状況が見えてくると改めて思った。特に医療、介護分野は待遇改善が求められているがなかなか給料が上がらず、

相当深刻な人手不足に陥っていることも相談から見えてくると思う。経済状況がこれだけ大変になっており、様々な業種が影響を受けている。私たちもアンテナを高くして、労働者にも経営者にとっても人手を大事にするための改善を一緒に進めていきたい。今後も様々な労働相談があると思うが、引き続き対応願う。

佐久間俊男委員

ハラスメント防止の出前講座について聞く。中小企業をはじめ民間企業は大変厳しい経営状況が続いているが、ハラスメントという社会問題は、経営者や労働者にとって重要な問題と認識している。今年9月から出前講座を実施したとのことだが、これは年間事業計画の中で実施したのか、それとも民間企業や団体からの要請で講座を開いたのか。

次長兼審査調整課長

ハラスメント防止出前講座は民間企業を対象に手挙げ方式により申込みを受け付けて行う事業である。今年9月下旬からの募集開始以降4件の申込みがあり、既に実施している。今も数件の問合せが来ている状況である。

佐久間俊男委員

ハラスメントは大きな社会問題になっており、経営者や労働者にとっても働き方改革の中で非常に重要な案件であると思っている。今後も継続して実施してもらいたい。企業への周知はどのように行っているのか。

次長兼審査調整課長

企業においてハラスメントが起これば企業イメージや今後の経営に影響が出てくるため、例えば企業の経営者協会や様々な団体等の会議等を利用してPRしている。福祉・医療関係については、県社会福祉協議会が実施している研修会の中で当事務局が開催している困りごと相談会の場でPRしている。

また県全体に伝わることも大事であるため、県政広報を活用して地元紙に掲載するなど幅広く周知し、必要な企業にできるだけ本講座を利用してもらえるように進めたいと考えている。

神山悦子委員

ハラスメント講座は、誰が講師となるのか。

次長兼審査調整課長

講師は労働委員会委員15名が行う。

神山悦子委員

ハラスメントは大きく人権問題として捉えることが求められている。様々な事情があるかもしれないが、ハラスメントは上からの圧力であり、企業のイメージや体質にも関わってくる。その意味では、経営者、労働者が互いの人権を守ることが大事であり、それが経営者にも伝わるようにしなければならない。労働者へのリスペクトも含めるような人権意識で講座を実施してもらいたいが、どうか。

次長兼審査調整課長

委員指摘の人権に係る問題は非常に重要なことと認識している。講座の内容については、座学だけではなくディスカッションを通してハラスメントを防ぐために必要な取組を考えてもらっている。具体的には、社員同士が互いを尊重して理解するためのコミュニケーションや、ハラスメントを起こさない環境整備が大事である。働いている者として、人を尊重して仕事をするのがいかに大切か、講座の中でも伝えていくようにしたい。

荒秀一委員

先ほど説明があった435件の相談件数については、今の社会情勢を考えると増加の理由も理解できる。

労働委員会では、相談者の意向を踏まえた適切な助言をどのように実施しているのか。

次長兼審査調整課長

まず相談を受けた場合に、賃金未払や有給休暇がもらえないなどの労働基準に関することであれば労働基準監督署や福島労働局などの専門機関を紹介している。労働基準監督署には企業を指導する権限等もあり、速やかな解決につながる。また、ハラスメントについては福島労働局で窓口を設けている。その他生活に係るものも含めて相談があった場合には、市町村の相談窓口や社会福祉協議会などを案内している。できる限り速やかに解決できる専門機関を紹介し、それでも難しい場合は当局のあっせんを使ってもらうなど、問題内容に応じた柔軟な対応を図っている。

鳥居作弥委員

先ほどの説明で、高校などで11回出前講座を開催したとのことだったが、開催していない高校などに対してはどのようにアプローチしたのか。

次長兼審査調整課長

ワークルール出前講座についても高校、大学、専門学校等からの手挙げ方式で実施している。年度当初と9～10月の2回、県教育委員会や総務部私学・法人課を通じて、ワークルールについての照会文書を送ったり、専門学校や専修学校については上部団体にPRするなど、関係機関を通じて周知している。

鳥居作弥委員

確かにハラスメントの問題は職場で起きていることであるが、小中高校での教育も非常に大事であるため、これまでの活動を継続しつつ、高校生やこれから就労する者に対して、ハラスメント教育を強化していくべきである。教育庁とも連携しながら進めていくべきと思うが、これから就労する者に対してのハラスメント教育の展望があれば聞く。

事務局長

まずハラスメント防止出前講座については、非常に喫緊の問題として捉える必要があるため企業を中心に実施しているが、申込み状況によっては幅広く柔軟に対応したい。

また、ワークルール出前講座においても、ハラスメントなど労働者が守らなければならないことと会社が守らなければならないことの両方を含めて様々な説明をすることでなるべく幅広い話になるように努めている。また、世の中の様々な課題を含めて話ができるように、関係機関とも連携して検討していきたい。

佐藤郁雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって労働委員会事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時32分 休憩)

(午前 11時34分 開議)

佐藤郁雄委員長

再開する。

これより教育庁の審査に入る。

初めに、各委員及び執行部職員の紹介を行う。

まず、私から挨拶する。

このたび商労文教委員長に選任された佐藤郁雄である。微力ではあるが、執行部職員、各委員の協力を得ながら円滑な委員会運営を通して実り多い議論を重ね、県政進展のために頑張っていきたいと思うため、よろしく願う。

次に、各委員の紹介を行う。鈴木副委員長より順次自己紹介を願う。

(各委員自己紹介)

佐藤郁雄委員長

以上で、各委員の紹介を終わる。

続いて、執行部側の紹介を願う。

(庁参事以上は自己紹介、その他の職員は理事兼政策監より紹介)

佐藤郁雄委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外10件を一括議題とする。

直ちに、教育長の説明を求める。

教育長

説明に入る前に、教職員の不祥事について報告し謝罪する。14日の本会議において答弁したところであるが、いわき地区の市町村立中学校教諭が、平成29年1月から30年3月にかけて、被害女性が18歳未満と知りながらわいせつな行為を行っていたことから、今月8日に懲戒免職処分とした。

不祥事の根絶に向け綱紀粛正の指導を重ねる中、再び教員によるわいせつ行為が発覚したことは誠に遺憾であり、県議会及び県民に対し深く謝罪する。誠に申し訳ない。県教育委員会としては、教職員による不祥事が続いている状況を極めて重く受け止めており、先月より私自らが県立学校を直接訪問し、職員と対話を行う取組を継続しているところである。

今後はこれまでの取組に加え、心理学等の専門的な知見に基づき、自分の内面を認識するためのセルフチェックの定期的な実施を検討するなど、自己を客観視するとともに職場内での対話を重ね、当事者意識をさらに高めることを通して不祥事を根絶し、県民の信頼回復に努めていく。

(別紙「12月県議会定例会商労文教委員会教育長説明要旨」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、理事兼政策監の説明を求める。

理事兼政策監

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

説明の途中だが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午前 11時59分 休憩)

(午後 1時 開議)

佐藤郁雄委員長

休憩前に引き続き、議案の説明を行う。

直ちに、理事兼政策監の説明を求める。

理事兼政策監

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、施設財産室長の説明を求める。

施設財産室長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、職員課長の説明を求める。

職員課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、社会教育課長の説明を求める。

社会教育課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、文化財課長の説明を求める。

文化財課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、県立高校改革室長の説明を求める。

県立高校改革室長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、義務教育課長の説明を求める。

義務教育課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合は、一般的事項の際に願う。

質疑のある方は発言願う。

神山悦子委員

追加提案の教28ページにおいて、会計年度任用職員の説明があったが、対象は何名か。もし分かれば、男女比も聞く。

義務教育課長

今年度の会計年度任用職員は5月1日時点で約1,200名で、約80%が女性である。

神山悦子委員

8割が女性とのことで、改めて女性が多いと思った。

また、当初提案の教25ページは勤務時間及びそれ以外の時間についての新たな規定を追加する条例であるが、業務量の適切な管理というのは、何を適切にするのか聞く。

職員課長

国において義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法の一部改正により勤務時間の上限に関する指針が示された。本県においては、まず令和3年4月1日施行の規則で上限を定めた。具体的には、教職員の業務量の適切な管理を行うため、勤務時間以外の時間について、1か月当たり45時間、年間で360時間の上限を定め、この範囲に収まるよう適切に管理していく運用をしている。今回、条例にも位置づけることで、さらに適切に管理していきたいと考えている。

神山悦子委員

つまり、今までは規則で定めていたものを条例でも定めるだけの話のようだが、いわゆるサービス残業分の働き方についてはどのように考えればよいか。

職員課長

教員は職務と勤務態様の特殊性を踏まえて、教職調整額が措置されている。現在、国において教職員の働き方や処遇等について検討がなされているため、今後の動向も踏まえながら適切に対応していきたい。

神山悦子委員

それは承知しているが、教員の多忙化を解消する意味では、条例改正に合わせて超過勤務なども解消できるようにしていかなければいけない。実態を把握した上で分析し、この条例に基づいて改善されることが今後必要と思うが、どうか。

職員課長

これまで規則の制定と併せて、教職員多忙化解消アクションプランⅡにより多忙化解消に取り組んできた。現在のアクションプランⅡが今年度までであるため、新たなプランの策定を検討しているところである。今回の条例改正に併せて、新しいプランに基づき、さらに働き方改革を強力に進めていきたい。

神山悦子委員

次に当初提案の教24ページ、安達地区特別支援学校の建築工事がようやく始まるが、これは令和7年3月28日までの工期を予定しているとの理解でよいか。また、今後のスケジュールやこの金額で大丈夫なのかについて聞く。

施設財産室長

本議案は、安達地区特別支援学校小中学部の新築建築工事に着手するための工事

請負契約の締結である。工期は、議決後に契約締結となり、令和7年3月までを予定している。

神山悦子委員

この特別支援学校の新設については、地元の二本松市との関わりや保護者が待ち望んでいたこともあり、よく内容を説明していく必要があると思うため、引き続きよろしく願う。

渡部英明委員

当初提案の教9ページ、3新南会津高校通学バス運行支援事業の約1,300万円の減額について、具体的な内容を聞く。

県立高校改革室長

南会津町西部地区から本校舎がある田島方面に向けて、和泉田方面、大桃方面の両方を網羅する形でバスの運行を計画していたが、利用者がいなかったため、この計画部分を減額するものである。

渡部英明委員

利用者がいなかったとは、ゼロだったということか。

県立高校改革室長

西部地区の和泉田方面から田島の本校舎に向かう路線と大桃から山口で合流する路線の利用者を見越して予算計上していたが、その区間の利用者がゼロだった。

神山悦子委員

バス路線はもともとそのコースだけを予定していたのか。バスを出すとの説明で改革を進め統廃合したが、最初は別の路線があったのか。

また、当初はバスを利用する要望があったが、その生徒たちは今どうしているのか心配でなる。経過も含めて聞く。

県立高校改革室長

南会津高校の通学バスについては、説明した路線以外に館岩方面から運行している路線、田島方面から南会津高校南郷校舎に向かう路線も含めて一体の計画としていたが、南会津中学校からの入学者が今年度はおらず西部地区からのバスを運行しなかったため、当該経費をそのまま減額補正として計上した。

神山悦子委員

私が聞いた話では、南会津町から会津若松市に通う結論を出した保護者もいると

のことで、統廃合に伴う保護者や生徒に対する様々な負担などの問題があったと思う。意見として述べておくが、引き続き支援や目配りを願う。

荒秀一委員

教8ページの1 ふくしまの高校生海外留学応援事業、2 ふくしまを創る若者のプラットフォーム構築事業は国庫の内示による補正とのことだが、事業自体は予定どおり行われているのか。

高校教育課長

どちらも予定どおり実施しており、年度末に向けてしっかりと事業を展開していきたい。

荒秀一委員

これらの事業は国庫からの補助を受けて実施するものであるが、若者に経験させるような斬新な事業においては、今後も国からの支援を優先的に得る見込みがあるのか聞く。

高校教育課長

グローバル人材の育成については、高校教育課としてもしっかりと取り組んでいきたいと考えている。そのために安定した財源の確保が必要となるため、様々な手を尽くしながら予算確保に努めていきたい。

荒秀一委員

これらの事業はこれからの若者を育てる上では非常に斬新で大事なものだと思うため、国に対してしっかりと要望し計画を立てるよう願う。

神山悦子委員

教19ページから指定管理者の指定に係る議案が4つある。5年ごとに同じ相手方を指定すると聞いているが、今般の電気代や物価高騰の影響を加味した上で債務負担行為の限度額を設定しているのか。

また、今回は新たに給与改定もあるが、その施設の職員に対する給与についてはどのように考えて限度額を設定したのか聞く。

社会教育課長

自然の家については、債務負担行為の設定により基本協定を結ぶことで、5年間の指定管理期間における上限額を設定するものである。基本協定と別に、年度ごとに年度協定を締結し、当該年度に必要な委託料や業務内容に関する個別的事項等を

取りまとめることとなる。

神山悦子委員

ぜひそのように願う。経済情勢が変われば、必要に応じて限度額を引き上げるべきであるため、要望とする。

佐藤政隆委員

白水阿弥陀堂の被害に係る助成の財源は一般財源か、それとも国庫か。

文化財課長

国庫に加え県費でも補助する。県費分は一般財源から1,186万円を支出する予定であり、今後特別交付税の措置がなされる見込みである。

鈴木優樹副委員

教31ページについて、さきの委員会でどのような議論が進められたのか承知していないが、さきの定例会で議決した案件が今回は地盤改良が必要とのことで再度上程された。そもそも建物の設計で一番基礎となる地盤を調べていないことについてとても不思議に感じるが、いつの時点で改良が必要と判明したのか。

県立高校改革室長

今回の委託は、先ほど説明した経緯により短い期間で実施する必要があり設計と施工を一体で行う買取り方式で実施するため、プロポーザルにより業者を決定した後、設計と併せて地盤調査を行う形になっている。委員指摘のとおり、本来は設計の前段階で地盤調査をすべきであるが、今回は一般的な買取り方式の手順にのっとり、業者において設計と併せて地盤調査をする形態であり、調査を行ったところ地盤改良工事の必要性生じたものである。

佐藤郁雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

佐久間俊男委員

冒頭で教育長から教職員に係る報告があった。県議会としても県教育委員会を軸

にして綱紀肅正を求めている中で、このような事案の報告を受けることは残念の極みである。ほとんどの教員は業務多忙の中でも子供たちと真剣に向き合い教育していると思っているが、私は一連の不祥事の報告を受けている中で、教育庁の綱紀肅正が市町村立学校の教職員に本当に届いているのかと感じている。

日常のサービスに当たっては校長に監督権があると思うが、学校内で不祥事が起きた場合と学校外での事案等について、どのように分けて指導しているのか聞く。

職員課長

不祥事の公務内外を問わず、基本的に県立学校等においては県教育委員会、市町村立学校については各市町村教育委員会がサービス監督の権限を有している。

佐久間俊男委員

教員の人事権は県教育委員会で持っている。県全体のトップは教育長であることは間違いないと思っているが、市町村立学校の教職員が不祥事を起こした際、当該市町村の教育長や校長はどのように教職員に綱紀肅正を求め指導しているのか、分かれば聞く。

職員課長

教職員の不祥事が発生した場合、懲戒処分は県教育委員会で処分の基準に従って行い、市町村の教職員についても同様である。その際には、処分を行った旨を各市町村教育委員会に通知するとともに綱紀肅正を求める通知等をしている。それに基づき、各市町村教育委員会では管内の学校に対して指導等を行っているものと考えている。

佐久間俊男委員

いわゆる人事権とサービス権は非常に絡み合っており、教職員に24時間綱紀肅正を求めることは大変重要である。教育長が主体となって不祥事の根絶に向けて頑張っている姿勢を市町村の教職員にしっかり伝えてほしい。教育長が幾ら言っても市町村の教職員に届かなければ意味がないと思うため、さらなる綱紀肅正を願い、私の質問を終わる。

神山悦子委員

何点か質問する。

1点目は今の不祥事の関係である。綱紀肅正と当たり前のことを述べているが、単なる不祥事というよりは、教職員の場合は特にわいせつ事案が多い。多い理由を

どのように分析しているのか分からないが、単に綱紀肅正と言っただけでは止まらないところに問題があると思う。

根絶するためには様々な方法があると思う。1つは、制度として教員を増やすことによる超多忙化する教員の処遇改善、働きやすい環境の整備であり、これは当然進めるべきである。もう1つは宮本議員も本会議で述べていたが、子供の人権も含めて包括的性教育がまだまだ足りていない状況である。性教育を学校教育の中にも取り入れて子供と一緒に教職員も人権意識を持って学ぶことで、遠いようであるが大人も学び直し、気づく必要がある。包括的性教育にもう一度光を当てて、今後のカリキュラムに取り込むべきと思うが、どうか。

職員課長

わいせつ事案等が今年度複数発生しており、それぞれ事案によって背景や要因等は異なると思うが、教育公務員として高い倫理観を持たなければいけないという自覚の欠如、あるいは再三にわたり指導しているものの、それをその場では理解していても実際に自制的な行動ができないということが不祥事につながっているのではないかと思っている。

これまでも、各学校では服務倫理委員会や動画研修等により、特にわいせつ行為については力を入れて取り組んでいるが、根絶に至らない事実を受け止め、これまでの取組に加え心理学等の専門家の知見等に基づき、自己の内面を振り返るセルフチェックを実施するなど、不祥事根絶に取り組んでいく。

神山悦子委員

職員課として、それは1つの方法である。一方で、わいせつ行為に至ることは別の次元であるため、また別の教育が必要ではないかと思う。諸外国では加害者向けのプログラムもあるとよく聞くため、もう少し幅広く専門家の意見を聞くべきである。単なる綱紀肅正で職員の倫理観だけに頼って解決しないと思うため、要望とする。

教育の分野では性教育関係はどこが所管しているのか。

健康教育課長

性に関する指導については、保健体育や道徳の授業だけでなく、学校全体の教育活動を通じた人権を尊重する態度の養成などに取り組んでいる。

神山悦子委員

取り組んでいないとは言わないが、全ての成長過程で網羅する必要があると思うため、それぞれの市町村立学校から高校までつながるような教育体系を今後考えてほしい。

労働委員会事務局の審査においてパワハラ関係の相談が多いと聞いた。女性であれ男性であれ相手の人格を尊重することが問われている中で、教育そのものの在り方も問われている。教員も子供と一緒に学ぶことが私は望ましいと思うため、今後の性教育の在り方、学習プログラムもさらに幅広く捉えて取り組んでほしいが、どうか。

健康教育課長

現在でも、例えば低学年の児童には水着で隠れるところは触らない、触らせない、見せないとの指導をしたり、高校生に対してはデートDV等、発達段階に応じて取り組んでおり、今後も引き続き時代背景を取り入れながら取り組んでいきたい。

神山悦子委員

次に、県立高校改革に伴う南会津地区の高校統廃合の関係について、南会津高校の生徒の募集状況を聞く。

県立高校改革室長

令和5年度入学生は1学年3学級規模の学校として募集しており、次年度においても同様の1学年3学級、120名との募集に変更はない。

神山悦子委員

通学が困難であるため最初から会津若松市の高校に入学する生徒もいると聞いているが、その募集定員で問題ないのか。

県立高校改革室長

統合前から南会津地区の生徒は、自分のやりたい部活動や学びを選択して会津若松市やそれ以外の地区に進学している現状があった。今年度は結果として南会津中学校からの入学者がいなかったが、現在実施している希望調査においては、今年度とは違う状況であると把握している。次年度も同じ募集定員ではあるが、統合校は総合学科として県下一円から生徒を募集できる学校に位置づけているため、受験生に目を向けてもらえるよう魅力化の発信など適宜情報の発信に努めていきたい。

神山悦子委員

今、高校統廃合の後期計画の期間中であるが、統廃合はどのような課題を残し、

子供や地域にどのような影響を与えたのかしっかり検証しておく必要がある。私はこれが地域創生、地域活性化どころか、ますます過疎化を生む原因となっているのではないかと思う。現在も県内は人口流出が起きており、非常に課題が残っているため、注視していきたい。やはり、地域住民の声をきちんと聞きながら進めなければならないため、生徒の意見も聞かずに強行しないよう求めておきたい。

最後に、特別支援学校の今後の計画について、先ほどの安達地区特別支援学校以外で、今後の全体計画を聞く。

特別支援教育課長

現在、福島県立特別支援学校第2次整備計画を実施しており、令和6年度中に現富岡支援学校が双葉地区に帰還する予定であるため、ふたば支援学校として準備を進めている。また、7年度には安達地区、8年度には南会津地区でも特別支援学校を開校する予定であり、遅れることなく進めていきたい。

神山悦子委員

昨日の本会議でいわき地区の分校に対する要望があり、計画するとの答弁だったが、これは今後どのように進むのか。

特別支援教育課長

いわき地区南部の分校に関する一般質問に対し教育長が答弁したが、現在、第2次整備計画により県内全体の特別支援学校の整備を進めている。

県内の特別支援学校で学ぶ子供の推移を想定して第2次整備計画を進めているが、特別支援教育への理解等が進み特別支援学校で学びたい子供が増えている現状であるため、それを踏まえてさらに調査等を行わなければならないと考えている。

神山悦子委員

私もそのように思う。特別支援学校の1学級当たりの人数が課題になっているが、国の方針は決まったのか。この辺りも加味して考えるべきだと思うが、どうか。

特別支援教育課長

1学級当たりの法定生徒数が定められており、障がい者が1つの通常学級は6名以内、障がい者が複数ある場合の重複学級は3名以内となっている。なお、高等部は通常学級が8名以内、重複学級が3名以内で編成する。法定数は以前から変更はない。

神山悦子委員

特別支援学級の生徒数の在り方で教員の配置も考えなければならないため、変わ

っていないことが問題である。生徒数が増えているがもう少し少人数で教育すべきである。この辺りの課題を踏まえて、子供たちに目が届く教育が必要だと思う。障がい児も増加しており、予算をしっかりと確保して対応すべきである。

特別支援学校の在り方は今後も大きな課題であると思うが、教育長の意見を聞く。

教育長

学級定員については、標準法の定めに基づいて学級編制をする必要があると考えているが、可能な限りきめ細かな指導ができるよう今後とも努めていきたい。

荒秀一委員

今定例会の知事説明で、不登校に関して説明があった。人数が過去最多を更新したとのことだが、どのような状況なのか。背景や支援体制も含め説明願う。

義務教育課長

本県の公立学校、特に小中学校における不登校児童生徒数は、公表されている令和4年度が3,492名と、前年度より617名増加している。大変重く受け止めており、喫緊の課題であると捉えている。

義務教育課では、その子供たちの学ぶ機会をしっかりと確保していく観点から様々な取組を行っている。例えば、各教育事務所においては学校等を訪問し児童生徒の状況の確認、不登校解消に向けたアドバイス等の実施、教育相談体制の充実等を進めている。さらに、不登校の子供が通える居場所づくりとして県内の4小学校、20中学校、合計24校にスペシャルサポートルームを設置しており、教室に入れなくてもそこで学べるよう進めている。加えて、今年度から教育センター内に不登校児童生徒支援センターを立ち上げ、学校のスペシャルサポートルームにも来れないような子供に対してオンライン上で様々な支援ができる取組を始めたところである。

高校教育課長

高校における不登校生徒については、全日制と定時制において令和2年度が302名、3年度が364名、4年度が363名となっている。高校においても不登校生徒をどのように支援していくかが大きな課題であり、対応としては、全校に配置されているスクールカウンセラーを中心に教育相談体制を確立し、それを組織的な体制につなげていくことを基本としている。加えて、県としては地区のバランスを見ながら、不登校の動向などを含めて重点的に個別支援教育に取り組む高校を9校指定し、そこに配置した個別支援教育コーディネーターを中心に組織的な対応をしている。ま

た、生徒の個別の教育支援計画をつくるため、(株) L I T A L I C O と連携して支援計画を作成するソフトの導入を進めている。そのような取組を機会を捉えて横展開しながら、各学校の不登校対策の充実強化につなげていきたい。

荒秀一委員

コロナ禍などの大変厳しい状況を通じて引き籠もってしまう者も多いのではないかと思う。一方で、多様な学びも今の時代においては必要であると理解している。県では、スペシャルサポートルームを24校に設置したり、不登校児童生徒支援センターでインターネットを活用した支援を行っているとの説明だった。子供たちの成長を様々な観点から応援していくべきだと思う。子供が通常の教室に戻れるよう支援する一方で、多様な学びの中でしか適応できない子供もいることを考えれば、今までとは違った考え方で、不登校と一まとめにしてはいけないのではないかとも思う。教育委員会として、新たな考え方があれば聞く。

教育総務課長

委員指摘の点は非常に重要だと思っている。県教育委員会では、第7次福島県総合教育計画において育成したい人材像として、多様な個性を生かし、対話と協働を通して社会や地域を創造することができることを位置づけている。その中で現在、多様性を力に変える教育を充実させていこうと取り組んでいる。様々な個性や困難を抱える子供たちがそれぞれの個性を生かして、その力をしっかりと伸ばせるような教育を進めていきたいと思っている。

荒秀一委員

これだけ多くの不登校児童生徒がいれば、それぞれ苦しみを持つ一方で、どこかで自分の能力に光を当ててほしいという叫び声もあるのではないかと思っている。

先日、NHKで落合信彦氏の息子である落合陽一氏の特集番組を放送していた。陽一氏は友達をつくることがあまり得意ではなかったが、ITに関する能力に長けており、すばらしい起業家として今は筑波大学で教鞭を執っている。父である信彦氏は世界を股にかけ様々な著名人と交流のある有名人であるため、特異な家庭環境もあるのかと思いつつも、これも大事な教育の1つだと感じた。

やはり広い観点、広い教育的な視点を持って子供たちの人間性を高めることは極めて大事だと思うため、現状を分析しながら丁寧に指導してもらいたい。再度考えを聞く。

教育総務課長

学びの変革推進プランの中でも、これまでの画一的な学びではなく個別最適化された学びと共働的な学び、探究的な学びとして、それぞれの個性をしっかりと生かした教育を推進していかなければならないとしており、我が国全体の成長の活力になっていくと思っている。委員指摘の点は非常に大事だと思っているため、しっかりと取り組んでいきたい。

神山悦子委員

教育費の負担軽減について確認する。本会議でも学校給食の無償化、高校生のタブレット端末の無償貸与について質問したが、今の経済状態や家庭の状況及び教育費の様々な負担増を鑑みると、少しでも県が市町村を応援しながら保護者の負担軽減に向けて具体的に進めてほしい。教育長の答弁では学校給食費関係は現在国が調査しているとのことだが、何を調査してどこまで分かったのかを聞く。

健康教育課長

国の調査については非公表となっている。了承願う。

神山悦子委員

それでは私たちは判断しようがない。非公表にするものなのか。調査の期限は決まっているのか。

健康教育課長

国からは1年を目途に調査すると6月に説明があったが、それ以上の説明はない。

神山悦子委員

国を待っていたのでは具体的なことも分からないことは承知した。これだけ県内で無償化が進んでいるため、県として決断すべきだと思う。確か70億円の予算で給食の無償化ができる。高校生のタブレット端末の無償貸与も5～6億円あればできる。県民全体によい影響を与え負担軽減になるのであれば、決して少なくない投資だと思う。県民生活を教育分野からも応援する施策を具体的に進めるには、国を待っているは駄目である。再度考え方を聞く。

健康教育課長

繰り返しになるが、現在国が調査を行っているため引き続き国の動向を注視していきたい。

神山悦子委員

県として進めるよう求めておく。よろしく願う。

次に、社会教育課所管だと思うが、県立図書館、美術館についてである。以前は外にも椅子がありとても利用しやすかったが、いつの間にか撤去されてしまったとの声を利用者から聞いた。これからゴッホ展を開催することを考えると小さいことかもしれないが、高齢者等の休憩場所がないのは不便であると思う。撤去した経緯は分かるか。来館者が利用しやすいよう再度設置すべきだと思うが、どうか。

社会教育課長

様々な来館者が利用しやすいように努めることは各館でも考えている。外にあった椅子の経緯については把握していないため、その辺りの状況は随時情報共有しながら、多くの来館者が利用しやすい環境づくりを今後も進めていきたい。

神山悦子委員

知事も芸術に触れることは大事であると述べていた。図書館も利用者が大勢いるため、利用者の立場で不便な部分にしっかり手当てすることが求められている。改めて調査等を行い、必要な予算は来年度に計上するよう要望する。よろしく願う。

鳥居作弥委員

不登校についてである。年間30日欠席すると不登校となるが、その子供を将来的には普通教室に戻したいのか、それとも学びの場を別に提供しながら、そこで個性と多様性を守りながら教育していくのか、県教育委員会はどちらのスタンスで取り組んでいるのか。

義務教育課長

欠席している児童生徒にはそれぞれ事情がある。主な理由としては、生活リズムの乱れ、無気力などが散見されるが、そのような児童生徒のニーズに応えながらスペシャルサポートルーム等で学校に来られるような環境を提供している。その上で、最終的には社会性を身につけたり、自立に向けて可能であれば学級で仲間と共に対話的に学んでいく環境を整えていきたいと考えながら対応している。

鳥居作弥委員

私も子育て真っただ中で、不登校が身近なところにまできているとの実感がある。友人の子供も不登校である。不登校が悪いというイメージが社会通念的にあるのも事実であるが、不登校は決して悪いことではなく、多様化の観点からすると個性を重視した教育環境をつくっていかなければならないと思う。

スペシャルサポートルームは基本的に不登校と認定された子供しか通えないのか。
義務教育課長

スペシャルサポートルームへは必ずしも不登校と認定された子供だけではなく、
学校に少し行きづらい、教室に入りにくいという子供が自分のペースで教員と学び
をつくっていく扱いになっているため、柔軟に対応している。

鳥居作弥委員

これから先も増加傾向になると思う。最終的には普通教室に戻したいとのことだ
が、令和4年度3,492名だった不登校児童生徒のうち、普通教室に戻ったケースは
どの程度あるのか。

義務教育課長

手元に資料がないため答弁できない。後ほど資料を提出することでよいか。

佐藤郁雄委員長

お諮りする。

ただいまの追加資料について、本委員会の資料とすることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認める。教育庁においては、採決日までに資料を15部提出願う。

鳥居作弥委員

多様な教育機会としてスペシャルサポートルームやフリースクールなどがあるが、
学校の普通教室の中でも多様性をしっかりと認め、なるべく不登校になる前に未然
に防ぐような形で進めてもらいたい。要望とする。

次に、高校の統廃合についてである。数年前、湯本高校と遠野高校が統合したが、
現在の遠野高校の校舎はどのような位置づけなのか聞く。

県立高校改革室長

現在は、いわき湯本高校の遠野校舎として使用している。統合前に遠野高校に入
学していた生徒は、卒業するまで遠野校舎で学ぶことができるという校舎方式を採
用している。令和4年度に統合した時点では2、3年生が通い、現在は3年生のみ
となっている。したがって、その生徒が卒業する今年度末をもって遠野校舎は閉じ、
来年4月1日以降は空き校舎等になる。

鳥居作弥委員

来春で名実ともに時代の役目を終えるとのことだが、残された校舎はこれからどのようになるのか。

県立高校改革室長

県立高等学校改革に伴う空き校舎等の利活用の検討については、今年度4月以降、地方振興局と教育事務所が連携して所在市町村を訪問し、土地等の無償譲渡あるいは新設した補助制度等の特別な支援策を説明するとともに、校舎の敷地に関する情報を提供して市町村と協議・検討を重ねているところである。協議・検討において市町村から寄せられた財産処分等に関する個別具体的問合せについては、知事部局とも連携しながら回答している状況である。旧遠野高校についてはいわき市と話し合いを始めているところであり、具体的な利活用案にはまだ到達できていない。

鳥居作弥委員

私の地元の勿来地区でも田人地区の小学校が廃校になっているが、次の再利用までの期間の維持管理が十分でないと、どうしても薄気味悪かったり草が繁茂したりする。遠野高校の場合は、再利用が決まるまでの期間の維持管理は誰がどのように行うのか。

県立高校改革室長

旧遠野高校については、統合校の本校舎になっているいわき湯本高校が基本的に管理を行っていくことになっている。

鳥居作弥委員

学校が廃校となり校舎が使われなくなると、卒業生だけでなく地域住民も非常に寂しい気持ちになる。一夏を超えると校庭の草もかなり生える。実際に廃校となった川前小学校では竹が大分高くなっており、地域住民は寂しい思いをしている。

使われなくなった校舎だからこそ、再利用できるまでの間はしっかりと維持管理するよう強く求めたい。

佐藤郁雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に請願の審査に入る。

なお、本委員会に付託された請願のうち請願14号外2件については、意見書の提出を求める請願であるため、別途審査を行う。

意見書の提出を求める請願を除く請願について、請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

佐藤郁雄委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、請願17号について各委員の意見を尋ねる。

誉田憲孝委員

継続を願う。

渡部英明委員

継続を願う。

鳥居作弥委員

継続を願う。

神山悦子委員

採択すべきである。

佐藤郁雄委員長

請願17号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願18号について各委員の意見を尋ねる。

誉田憲孝委員

不採択願う。

渡部英明委員

継続を願う。

鳥居作弥委員

全ての教育予算の中で順位をつけていくものだと思う。時期尚早であるため、不採択願う。

神山悦子委員

ぜひ採択願う。

佐藤郁雄委員長

請願18号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願19号について各委員の意見を尋ねる。

誉田憲孝委員

継続を願う。

渡部英明委員

継続を願う。

鳥居作弥委員

継続を願う。

神山悦子委員

ぜひ採択願う。

佐藤郁雄委員長

請願19号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は12月25日に行う。

以上で、意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

これをもって、教育庁の審査を終わる。

執行部退席のため暫時休憩する。

各委員は暫時そのままお待ち願う。

(午後 2時39分 休憩)

(午後 2時41分 開議)

佐藤郁雄委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案3件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

佐藤郁雄委員長

初めに、議員提出議案第12号について、各委員の意見を尋ねる。

誉田憲孝委員

継続を願う。

渡部英明委員

継続を願う。

鳥居作弥委員

継続を願う。

神山悦子委員

当然国に求めてほしいため、可決願う。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第12号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第13号について、各委員の意見を尋ねる。

誉田憲孝委員

継続を願う。

渡部英明委員

継続を願う。

鳥居作弥委員

目が届かないのは人数の問題ではないと思っている。私も子供が学校に通っているが、ただ20人にすればよい問題ではない。今回は否決願う。

神山悦子委員

我が県が率先して30人学級、30人程度学級を進めたのは、目が届くようにするためである。20人学級はアメリカも含め諸外国で実施されており、それによって目が行き届くとの意味で国に求めておくべきである。そして35人学級が現在進んでいるため、人数の問題だと思う。ぜひ可決願う。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第13号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第14号について、各委員の意見を尋ねる。

誉田憲孝委員

継続を願う。

渡部英明委員

継続を願う。

鳥居作弥委員

先ほどと同じ理由で否決願う。

神山悦子委員

可決すべきである。国が半分持てば県負担も少なくて済むため、当然求めるべきである。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第14号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終了する。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

佐藤郁雄委員長

初めに、請願14号については、さきに審査した議員提出議案第12号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願15号については、さきに審査した議員提出議案第13号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願16号については、さきに審査した議員提出議案第14号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は12月25日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明12月22日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、企業局及び商工労働部の審査である。

これをもって散会する。

(午後 2時47分 散会)